

三木町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き・Q&A





目次



はじめに . . . 2



パートナーシップの宣誓ができる方 . . . 3



宣誓時に必要な書類 . . . 4



宣誓から交付までの流れ . . . 5



よくある質問 . . . 6



はじめに

三木町では、三木町人権擁護の推進に関する条例（平成29年条例第15号）の目的に基づき、全ての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくり実現のため、多様性を認め誰もが自分らしく生きられる社会をめざし、パートナーシップ宣誓制度を令和4年（2022年）9月から導入します。

パートナーシップ宣誓制度とは、現行の法制度では結婚が認められない性的少数者の二人が、戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして協力して生活を行うことを宣誓し、町がそれを公的に証明する制度です。

また、令和7年（2025年）10月からは、パートナーシップ自治体間連携ネットワークに加入し、ネットワークに加入している自治体間での転居に伴う手続きの負担軽減を図っています。





パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、双方又はいずれか一方が性的少数者であることのほか、以下の要件を全て満たす必要があります。

1 成年に達していること

- 双方とも年齢は満18歳以上の方。

2 三木町民であること、又は3か月以内に転入予定であること

- 転入予定の方は、宣誓書に転入予定日等を記入していただき、宣誓日から3か月以内に本町の住所が記載された、住民票謄（抄）本の写し等を提出してください。

3 配偶者がいないこと

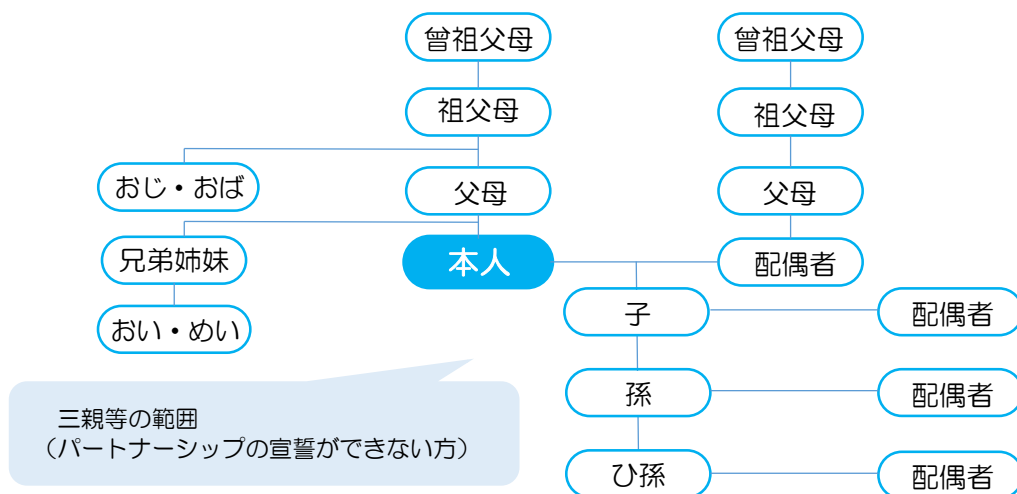
- 戸籍抄本又は独身証明書等で確認します。
- 日本の国籍を有しない方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。

4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

- 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓又は登録を行っている方は、宣誓することはできません。

5 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- 民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することができません。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。



上記1～5の内容については、宣誓書により確認させていただきます。



宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

1 住民票謄（抄）本の写し（住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し可）

- ・3か月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、お越しください。
- ・宣誓するお二人が、同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- ・住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、お越しください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受けとれません。
- ・転入予定の方は、三木町に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。（宣誓日から3か月以内に、本町へ転入したことを証明する住民票謄（抄）本の写し等を後日、提出してください。）

2 現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書等）

継続申告の方
は不要

- ・1人1通ずつ提出してください。（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）
※ 戸籍抄本や独身証明書は本籍地の市町村で取得できます。
- ・日本の国籍を有しない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する書面に、日本語訳を添えて提出してください。

◎ 日本国籍を有しない方が日本で独身であることを証明する書類として、①・②のいずれかの書類を提出してください。

① 外国で結婚されていない場合

- ・婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類
（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）

② これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合

- ・外国での結婚に係る証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類
（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）

※ 上記の書類取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もありますが、少しお時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

3 本人が確認できるもの

- ・個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）のうち、1点が必要です。
- ・上記がない場合は官公署が発行した免許証、許可証、又は資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

4 通称名を使用する場合、通称名が確認できるもの

- ・日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した証明書等）であれば、1点、郵便物や公共料金の領収書などであれば2点が必要です。

※通称名を使用する場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を掲載します。

5 転出自治体が交付したパートナーシップの宣誓を証するもの

継続申告の方のみ必要



上記以外に、町長が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。



パートナーシップ証明書の交付までの流れ



手続きは人権推進課が行わせていただきます。

1 宣誓する日を事前に予約する

- ・ 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに予約してください。
- ・ 電話、FAX又はメールで予約してください。
- ・ 宣誓希望日時を第1希望～第3希望までお伺いしますが、宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 宣誓される当事者のプライバシーに最大限配慮し、希望者は個室で対応しますので、希望される方はお申し出ください。
- ・ 予約の連絡をいただいた後、三木町から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。

予約連絡先：三木町役場 人権推進課
TEL：087-891-3324
FAX：087-898-1994
E-mail：jinkensuishin@town.miki.lg.jp

受付時間：平日 8:30～17:15
土日祝及び年末年始を除く

2 お二人で宣誓する

- ・ 予約した日時に、人権推進課 三木町役場1階にお二人そろってお越しください。
 - ・ 町職員の立ち会いのもと、宣誓書又は宣誓継続申告書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。
 - ・ 本人確認及び宣誓内容や要件を確認します。
- ※職員が、提示していただいた書類により、本人であることを確認します。
※書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。
※提出された書類や記載されている内容等の個人情報等は、厳重に守ります。

3 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

- ・ 要件を満たしていることが確認できたら、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」を交付します。
- ※書類の不備がなければ、原則として即日交付します。
※宣誓から証明書の交付まで、1時間程度かかります。



よくある質問



Q1 パートナースhip宣誓制度と、結婚とはどう違うのですか？

- A1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や税金の控除、扶養義務などの法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（町の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に協力し支え合うことの宣誓を受けて、証明書を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

- A2 三木町は、お二人を「婚姻に相当する関係」と認め尊重することで、当事者に寄り添い、様々な不安や困難を軽減できる町になることをめざしています。また、本制度を導入することで多様性への社会的理解を広げ、性的マイノリティに対する理解者が増えることで偏見や差別の解消につながることも期待しています。

Q3 宣誓証明書及び宣誓証明カードにはどのような効力がありますか？

- A3 宣誓証明書及び宣誓証明カードは、三木町の要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

Q4 利用可能なサービスはどのようなものがありますか？

- A4 宣誓証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、お二人の関係を説明される際に活用することができ、次のサービスを申請することが可能となります。ただし、法的効力がないため、それぞれの利用先で取り扱いが異なります。サービスの利用先に詳細を必ず問い合わせてください。
- ・町営住宅の入居申し込み
 - ・一部携帯電話会社の家族割引
 - ・町内医療機関において家族同様の面会等
- ※（医療機関により取り扱いが異なりますので事前にご確認ください）

Q5 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

- A5 宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。たとえば、双方又は一方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップルや、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。詳しくは、お問い合わせください。

Q6 パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

- A6 必ずしも、同居している必要はありません。ただし、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに責任をもって協力しあうことを約した関係であることが必要です。

Q7 三木町民でないと宣誓できませんか？

- A7 双方又は一方が三木町に住所を有しているか、双方とも3か月以内に転入する予定であれば、宣誓できます。ただし、転入前に宣誓する場合は、転入の事実が確認できる転出証明書等をご提出いただいた後、宣誓日から3か月以内に、本町へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本の写し等(住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しも可)の提出も必要となります。

Q8 通称名は使用できますか？

- A8 性別違和感等の理由により、町長が認める場合は、通称名を使用することができま
す。なお、通称名を確認する方法として、社会生活上日常的に使用していることが客
観的に明らかになる書類があれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点提
出してください。また、通称名を使用したい場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証
明カードの裏面に戸籍上の氏名を掲載します。

Q9 代理や代筆、または郵送で宣誓してもらうことは可能ですか？

- A9 宣誓者お二人の意思を確認するために、代理や郵送の宣誓はできません。必ず、宣
誓者のお二人がそろってお越しください。
なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない
場合は、お二人の立ち会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q10 養子縁組していると宣誓できませんか？

- A10 パートナースhipにあるお二人が、様々な事情により婚姻できない現状を考慮し、
養子と養親の関係にある場合でもパートナースhip宣誓ができるようにしました。

Q11 宣誓に費用はかかりますか？

- A11 パートナースhip宣誓証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な
書類の発行手数料は自己負担となります。

Q12 関係を解消した場合はどのようにしたらいいですか？

- A12 パートナースhipを解消した場合は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添
えて、人権推進課へ提出してください。特別に一方からの解消の申し出により届出す
ることを認めますが、返還届を提出した旨を、自らパートナーであった相手に必ず通
知していただき、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還してもらってくだ
さい。なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場
合は、必ずサービスの利用先に解消した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手
続きを行ってください。

Q13 宣誓時の住所から転出する場合、何らかの手続きが必要ですか？

A13 転出により、一方又は双方が三木町外に転出した場合は、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを、パートナーシップ宣誓証明書等返還届の提出とともに、返還してください。なお、パートナーシップ自治体間連携ネットワークに加入している自治体に双方が転出する場合は、本手続きは不要です。

Q14 どのようなときに宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還しなければいけないですか？

A14 パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が町外へ転出したとき等は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、人権推進課へ返還してください。（パートナーシップ自治体間連携ネットワークに加入している自治体に双方が転出する場合は除く。）ただし、一方が転勤や親族の疾病その他やむを得ない事情等により、一時的に転出する場合は、関係書類の提出が必要となります。
なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場合は、必ずサービスの利用先に返還した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

Q15 宣誓証明書又は宣誓証明カードを紛失した時は再交付できますか？

A15 宣誓証明書及び宣誓証明カードの紛失、き損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合は、申請書に基づき宣誓証明書又は宣誓証明カードを再交付します。再交付を希望する場合は、事前に、人権推進課へ電話又はメールでご予約ください。なお、転居の場合は、再交付の対象にはなりません。

Q16 宣誓証明書等の有効期限はありますか？

A16 証明書等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q17 なりすましや偽造等の悪用はされませんか？

A17 町が宣誓を受ける際には、住民票謄（抄）本の写し、独身であることを証明する書類、本人確認を併せて提示していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。
なお、パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを虚偽等により交付を受けたこと、また不正に使用したとき（偽造等も含む）は、当該パートナーシップ宣誓を取り消し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還していただきます。

Q18 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A18 宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報 は守られます。



誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる
住みやすい町を目指します

